

第5回 「介護サービスの種類（在宅編①）」

要介護認定を受けて居宅介護支援事業所と契約したら、いよいよ介護サービスを受けることができます。ここでは在宅で受けられるサービスについて見ていきましょう。

在宅サービスの種類

介護保険で受けられるサービスには、主に在宅で受けるものと施設に入所して受けるものとに分かれます。ここでは、在宅で受けられるサービスについて紹介いたします。

在宅で受けられるサービスは大きく分けて「訪問型」「通所型」「短期入所型」「住宅環境関係」の4つに分かれます

訪問型のサービス

訪問型のサービスは、介護サービス提供事業所の職員が利用者宅を訪問し、様々なサービスを提供するというものです。

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護（ホームヘルパー）は、ヘルパーが自宅を訪問して、様々な日常生活上の手助けを行うサービスです。介護の内容は、**身体介護**と**生活援助**の2種類に分けられます。

身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス及び利用者と共に行動する自立支援のためのサービスです。

食事、入浴、排せつ等のお世話
衣類の着替え、シーツ交換など



生活援助

利用者やご家族が行う事が困難な日常生活上の事柄を代わりに行います。

掃除、洗濯、買い物の代行
食事の準備、調理など



【注意】 以下のサービスは介護保険の対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり、花の手入れ
- 来客の対応
- 模様替え
- 洗車 …など



町内の該当事業者

- あがつま地域福祉サービス
- 中之条町社会福祉協議会 六合支所
- 中之条町社会福祉協議会
- フロール

2. 訪問看護

主治医により訪問看護が必要と判断された方について看護職員が自宅を訪問し、療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。



町内の該当施設事業者

- 吾妻さくら病院
- 田島病院
- 六合診療所

3. 訪問入浴介護

看護職員と介護職員が自宅を訪問し、用意した専用の浴槽で入浴の介助を行うサービスです。



町内の該当施設事業者

- 中之条町社会福祉協議会

4. 訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門家が自宅を訪問し、体操の指導やリハビリテーションを行うサービスです。



通所型のサービス

利用者自身が特定の事業所に通い、日帰りでさまざまなサービスを受けます。
ほとんどの場合、事業所による利用者の送迎が行われます。
内容により通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーションの2種類に分けられます。

1. 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通い、食事、入浴等の介護や機能訓練、筋力トレーニングなどを日帰りで受けることができます。



町内の該当施設事業者

- たじまデイサービスセンター
- デイサービスてんだい

※この他に、地域密着型のデイサービスもご利用いただけます。

2. 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所で、日帰りの機能訓練を受けられます



町内の該当施設事業者

- ゆうあい荘

デイサービス、デイケアともに、基本のサービスに加え

- 筋力トレーニングなどの機能訓練
- 食事に関する指導など
- 口の中の手入れ、飲み込み、咀嚼方法の訓練指導

…などのメニューを選択、利用できます

短期入所型のサービス

短期間自宅を離れ、泊り込みでサービスを受けられます。
内容により、**短期入所生活介護**と**短期入所療養介護**に分けられます。

1. 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練を受けられます



町内の該当施設事業者

- ショートステイサザン
- ショートステイヤまゆり
- なかんじょ在宅ケアセンター

2. 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療によるケアや機能訓練などを受けられます（短期入所療養介護）。

町内の該当施設事業者

- 吾妻さくら病院
- ゆうあい荘

- 費用は施設の種類やサービスによって異なります。
- 連続した利用が30日を超えた場合、31日目は自己負担になります。

次回は介護保険で利用できる住宅環境関係のサービスを見ていきましょう。

1 福祉課 介護保険係
75-8820（直通）